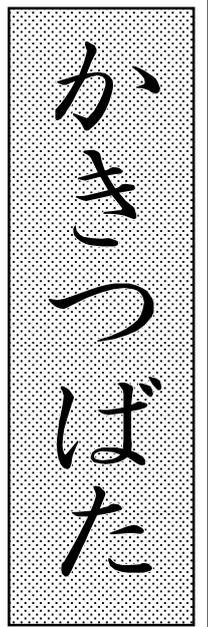


とんでもない!

# 心身障害者扶助料に支給制限とは「削減額でサービス充実」と言うが



N0. 2078  
2021. 3. 21  
日本共産党  
知立市議団  
連絡先：牛田町  
牛田境 26-5  
佐藤議員：83-2389  
牛野議員：89-2377

## 福祉切り捨ての「事務事業点検」は問題 事業縮小の撤回を強く求める 日本共産党

知立市は重度障がい者へ支給する心身障害者扶助料（手当）の支給対象者を21年8月支給分から縮小する方針です。これは、国の特別障害者手当等を受給している人へは市独自の支給を中止するもの。3月18日、3月議会最終本会議で日本共産党の牛野北斗議員は「縮小条例」に反対、扶助料の必要性を訴え、撤回を求めました。しかし、賛成多数で縮小は決定。今回の縮小は市の事務事業点検によるもので、これまでも難病患者見舞金の廃止など実施、さらなる福祉事業の縮小が懸念されます。

### 国・県手当との併給は不可 市独自の扶助料支給を縮小

心身障害者扶助料は住民税非課税の身体・知的・精神障がい者へ等級に応じて月額4000円〜20000円を支給しています。事業は1971年から始まり、目的は「社会保障

心身障害者扶助料の支給が中止となる人の数（国・県手当の併給）	
障がいの等級（月額支給額）	人数（3月現在）
身体障害1級（4,000円）	190
身体障害2級（4,000円）	118
身体障害3級（3,000円）	2
療育A IQ35以下（4,000円）	106
療育B IQ50以下（3,000円）	2
合計	418
【中止による削減額】	
21年度(8月以降分)	13,344,000 円
22年度	20,016,000 円

の理念に基づき心身に障害のある市民に扶助料を支給することにより、福祉の増進に寄与する」（心身障害者扶助料支給条例第1条）です。3月議会に提案された心身障害者扶助料改定条例は国・県の手当を受給している人へ市独自の扶助料の支給を中止（併給中止）するもの。具

体的には、特別障害者・児手当、障害児福祉手当、在宅重度障害者手当で、いずれも非課税の身体障害1級やIQが35以下の重度障がい児・者です。市は本会議質疑で支給中止



の対象となる人数を418人（上表）と答弁しました。「現金給付の役割は終わった。サービス利用を」と市

る制度の縮小も大問題です。日本共産党は反対討論で問題点を厳しく指摘、撤回を強く求めました。今後、さらなる福祉事業の削減が懸念される

重度障がい児へも制限  
20歳未満の在宅の重度障がい児（身体障がい1級又2級、IQ35以下）に支給されている障害児福祉手当との併給も中止としています。障がい児を育てる保護者を経済面で支援す

今回の制限導入の理由を日本共産党の質問に担当部長は「現在は多種多様な福祉サービスがある。制度導入時の現金給付の役割は終わった」と答弁。しかし、共産党は対象となる重度障がい者のサービス提供体制が少ない現状を指摘。担当部長は「サービスの充実にめた」と答弁するのみです。併せて、「障害者扶助費（サービス提供等にかかる費用）が毎年1億円程度伸び、財政の負担が重くなっている」ことも理由としました。

事務事業点検で見直しとなった主な福祉事業	
19年度	敬老祝い金の数え80歳支給の中止
20年度	特定疾患（難病患者）見舞金の廃止
	3人乗り自転車の無料貸出しの廃止 住宅改善（バリアフリー）費補助事業に所得に応じた負担割合導入
21年度	高齢者宅配給食サービスの対象者縮小
	心身障害者扶助料の支給対象の縮小
	国民健康保険会計への繰出金の縮小 ※21年度は基金を活用
22年度	遺児手当支給対象者の所得制限を検討 ※21年度中に検討委員会を設置

